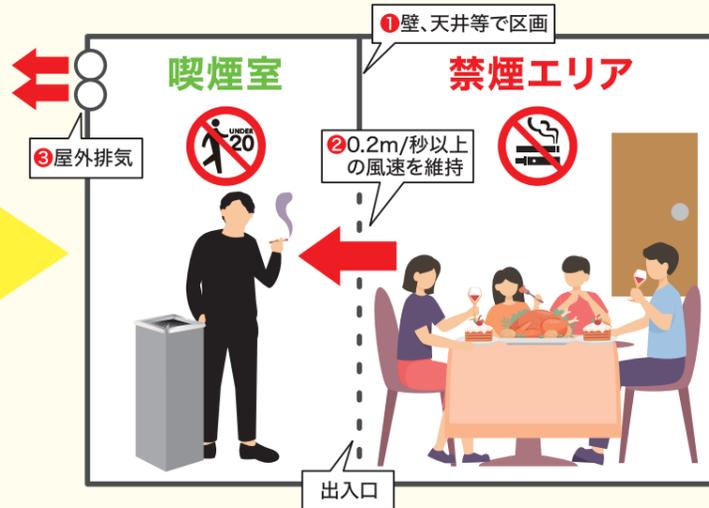


たばこの煙の流出防止に必要な**技術的基準**

喫煙室を設ける場合は、以下の**3つの基準**をすべて満たす必要があります。

- ① たばこの煙が喫煙室から禁煙エリアに流出しないよう、**壁、天井等によって区画**する。
- ② 喫煙室の出入口では、喫煙室に向かって、**0.2m毎秒以上の風速を維持**する。
- ③ たばこの煙は**屋外に排気**する。

喫煙可能店の場合は、満たすべき基準は①のみとなります。出入口を扉でなくカーテン等で仕切ることも可能です。



屋外に喫煙場所を設置する際の**配慮義務**

屋外の敷地内に喫煙場所を設ける場合も、

受動喫煙が生じることがない場所とするよう配慮が必要です。

▶ 配慮の例



その他、遵守が必要な事項等

- お店の広告、宣伝の際には、ホームページや看板等で喫煙室（喫煙専用室を除く）を設置していることを明確に表示することが必要です。
- 喫煙室のある施設では、従業員への受動喫煙対策を講ずることが必要です。厚生労働省ホームページで公開されている「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を活用して受動喫煙対策を進めましょう。
- 受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設備等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。詳しくは厚生労働省WEBサイト「なくそう！望まない受動喫煙。」内をご覧ください。

お問合せ 広島市健康福祉局保健部健康推進課
〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL: 082-504-2290 (平日8:30~17:15)

詳細は **WEBサイト** をご覧ください
なくそう！望まない受動喫煙 **検索**
広島市 受動喫煙防止対策 **検索**

飲食店を経営しているみなさまへ

あなたのお店も再チェック

守れていますか？

新しい「喫煙のルール」



2020年4月の改正健康増進法の施行により、飲食店などの多くの利用者がいる施設では、**原則 屋内禁煙**と定められました。屋内での喫煙を認める場合には、**基準を満たした喫煙室**を設置する必要があり、違反した場合は**罰則等が適用**されることがあります。

あなたのお店は**A**、**B**のどちらですか？

A 屋内完全禁煙

特別な対応は必要ありません。

屋外に喫煙場所を設置している場合は、「**受動喫煙が生じないように配慮する義務**」があります。

4ページを確認

B 屋内に喫煙可能なエリアがある

お店の種類によって設置できる喫煙室が異なります。あなたのお店で**設置可能な喫煙室の種類と要件を確認**しましょう。

2,3,4ページを確認

— 屋内での受動喫煙防止の基本ルール —

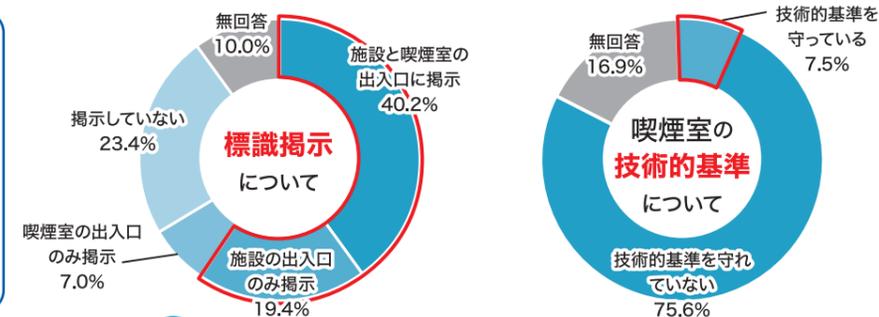
標識の掲示

技術的基準の遵守

20歳未満※立入禁止

※従業員を含む

令和4年7月に広島県が実施した調査では、施設の出入口に標識を掲示している施設の割合は59.6%、技術的基準を満たした喫煙室を設置している施設の割合は7.5%でした。



各種喫煙室の要件・標識※1の掲示

① 喫煙専用室

- 喫煙のみ行うことができる
- 室内での飲食不可
- 技術的基準※2を満たす必要あり
- 20歳未満の室内への立入禁止
- 店舗出入口と喫煙室出入口に標識の掲示が必要



② 加熱式たばこ専用喫煙室

- 喫煙できるのは加熱式たばこのみ
- 室内での飲食可
- 技術的基準※2を満たす必要あり
- 20歳未満の室内への立入禁止
- 店舗出入口と喫煙室出入口に標識の掲示が必要



③ 喫煙可能室

- 室内での喫煙、飲食とも可能
- 技術的基準※2を満たす必要あり
- 20歳未満の室内への立入禁止
- 店舗出入口と喫煙室出入口に標識の掲示が必要
- 「喫煙可能室設置施設届出書」の提出が必要



④ 喫煙可能店

- 店内での喫煙、飲食とも可能
- 煙が流しないうち、壁、天井等により区画する必要あり
- 20歳未満の店内への立入禁止
- 店舗出入口に標識の掲示が必要
- 「喫煙可能室設置施設届出書」の提出が必要



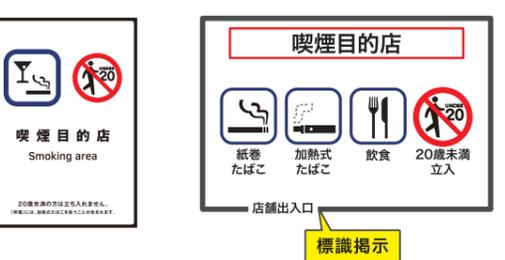
⑤ 喫煙目的室

- 室内での喫煙、飲食とも可能
- 技術的基準※2を満たす必要あり
- 20歳未満の室内への立入禁止
- 店舗出入口と喫煙室出入口に標識の掲示が必要

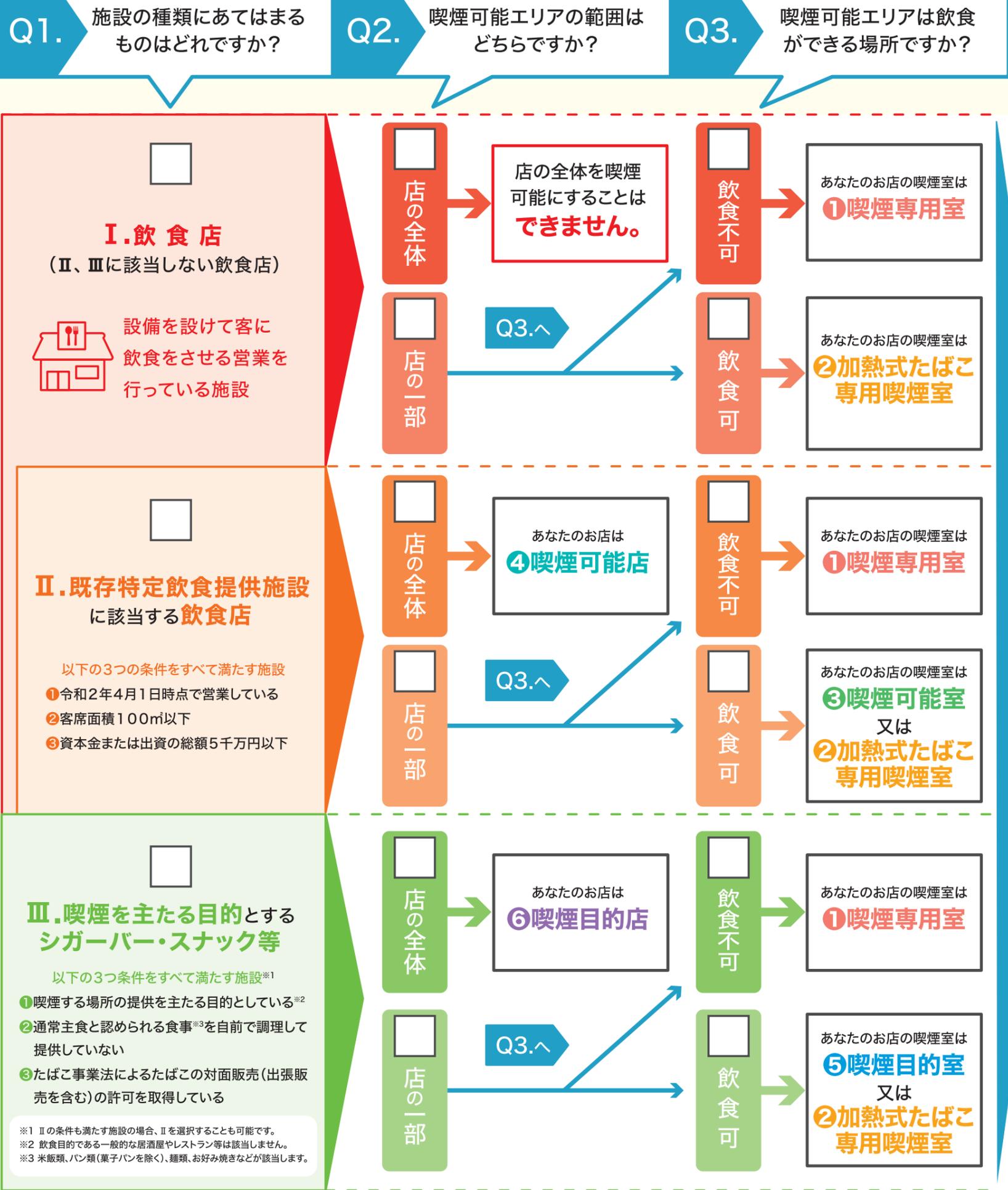


⑥ 喫煙目的店

- 店内での喫煙、飲食とも可能
- 技術的基準※2を満たす必要あり
- 20歳未満の店内への立入禁止
- 店舗出入口に標識の掲示が必要



※1 標識は厚生労働省WEBサイト「なくそう!望まない受動喫煙。」内でダウンロードできます。
 ※2 技術的基準についてはP4をご覧ください。



要件を確認